



平成 23 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 さ い か 屋
代表者名 取締役社長兼社長執行役員 岡本 洋三
(コード番号 8254 東証第 2 部)
問合せ先 執行役員経理部長 足立 進
(TEL 044-211-3157)

借入金の返済猶予に関する金融機関との同意のお知らせ

当社は、この度、お取引 14 金融機関より、下記のとおり借入金の返済猶予について同意をいただき、本日、同意書の提出を受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 同意の概要

当社は、事業再生計画に基づき平成 23 年 3 月末日に返済予定であった 1,555 百万円について、平成 25 年 3 月末日まで返済の猶予を受けることについてお取引 14 金融機関の同意をいただきました。

なお、平成 23 年 2 月末日における返済対象債務の総額は 17,323 百万円(個別)であります。

2. 債務の総額(個別)

23,446 百万円(平成 23 年 2 月末日現在)

※1 当該債務の総額は、貸借対照表上の負債勘定から各種引当金を控除した金額であります。

※2 上記 1 記載の返済の猶予を受けることとなった 1,555 百万円は最近事業年度末日(平成 23 年 2 月末日)における債務の総額の 10%未満であります。

3. 経緯

当社は、平成 22 年 2 月 1 日付で事業再生ADR手続が成立し、全お取引金融機関から同意をいただいた事業再生計画に基づき事業再生に取り組み、平成 23 年 2 月期決算の個別業績につきましては、下表のとおり順調な実績を残すことができました。しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による自粛ムードと消費マインドの冷え込み、計画停電実施等の影響により、営業面に多大な支障が生じることとなりました。とりわけ深刻な影響を受けたのは、当社の全営業店舗が計画停電実施地域に入っていたことから、不規則な計画停電による臨時休業や営業時間の大幅な短縮を余儀なくされたことによりです。

かかる状況において、事業再生計画に基づき平成 23 年 3 月末日に返済予定であった 1,555 百万円を金融機関へ返済することは、先行きの見通しが立てられない中では今後の資金的リスクが大きいと判断し、平成 23 年 4 月 28 日開催の債権者会議において、お取引 14 金融機関に対し、当該返済予定分の借入金の返済猶予をお願いしていたものであります。

平成 23 年 2 月期決算個別業績

単位:百万円

売上高		営業利益		経常利益		当期純利益	
計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
42,222	46,676	155	815	△146	501	7,678	7,587

※計画の数値は、平成 22 年 2 月 1 日開示の「事業再生ADR手続の成立に関するお知らせ」に記載のものであります。また、平成 22 年 2 月 1 日開示の「事業再生ADR手続の成立に関するお知らせ」に記載の事業再生計画における経営数値に変更はありません。

4. 今後の見通し

本件による当期業績への影響は軽微であります。

なお、当期の業績予想につきましては、現時点では未定としておりますが、平成 24 年 2 月期第 1 四半期決算発表日までにお知らせすることとしております。

以上